明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○旧薬事法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二）　一

〔告　示〕

○市町の境界変更の件（**総務**六、七）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**一）　二
○除籍が滅失した件（**法務**七、九）　二
○除籍の一部が滅失した件（**同**八）　二
○日本国に帰化を許可する件（**同**一〇）　二
○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**一）　三
○薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件（**同**二）　三
○薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件（**同**三）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**三七～四四）　四
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（**国土交通**一二）　五
○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（**同**一三～一五）　五
○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（**同**一六、一七）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一～七）　六
○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**八～一三）　七
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（**同**一四、一五）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**二）　八
○浄化槽の型式を認定した件（**同**四）　八
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一、二）　八
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**五）　八

〔人事異動〕

総務省　外務省　海上保安庁　神奈川県　愛知県　香川県　京都市　福岡市　九

〔叙位・叙勲〕

九

〔官庁報告〕

労　働

中央最低賃金審議会委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

外国監査法人等、金融商品取引業者に対する行政処分関係　二

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　三〇

会社その他

省　令

○厚生労働省令第二号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月七日

厚生労働大臣　細川　律夫

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号㉓中「製剤」の下に「。ただし、内用剤を除く。」を加え、同号(212)中「製剤」の下に「。ただし、外用剤を除く。」を加え、同号(233)中「、一錠中トリアムシノロンアセトニドとして〇・〇二五㎎以上を含有する口腔内貼付剤」を削り、同号(422)中「製剤」の下に「。ただし、内用剤を除く。」を加え、同号(568)中「軟膏剤」の下に「及び貼付剤」を加え、同号(596)中「点鼻剤」の下に「及び内用剤」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第六号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、滋賀県彦根市と愛知郡愛荘町との境界を次のとおり変更する旨、滋賀県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月七日

総務大臣　片山　善博